

平成 26 年度

翔朋会事業報告

翔朋学園(生活介護・施設入所)

1. 生活支援

(目標)

利用者の人格と障害をあるがままに個性豊かな存在として受け止め、自立と自己実現を目指し障害の軽減を図る。

(支援方針)

1. 利用者が快適な生活環境で生き甲斐をもって生活出来るように、福祉QC（クオリティコントロール）やQOL（クオリティオブライフ）の向上実現に努める。
2. 重度の障害を持つ利用者については、生活環境作りに心がけ、主体的生活の援助であることの認識の上に立って、意欲への動機付けとなるよう支援を行う。
3. 施設の社会的・心理的壁を取り払い、外出の機会を多くしボランティアの受け入れ、地域行事への積極的な参加をおこなう。学園誌「飛翔」の発行等により、利用者が家族・親戚の一員として又地域・社会の一員として生きていけるように努める。
4. 担当別支援を重視し、個々の能力を引き出すとともに、情緒の安定を図る。

(支援内容)

1. 日常の社会生活支援に関する事項

- (1) 支援計画 生活支援時における支援内容の計画を立て、定期的に会議を行ない、モニタリングを実施した。

家族との個人面談を実施し、家族の意向、要望も支援に活かせる様にした。面談が出来ない家族にはアンケートを実施し、意向、要望を把握した。

毎月、支援員会議にて、ケース会議を実施し、緊急性の高い事例について協議を行った。

- (2) 生活動作支援 起床、洗面、歯磨き、衣服着脱、移動、食事、排泄、入浴、受診、健康管理、清潔保持、金銭管理等の潜在能力を引き出し、主体的に行動できるように、個別に支援を行なった。歯磨き指導については、歯科医師よりブラッシングの指導を受けて行なっている。

- (3) 清掃支援 毎日、朝礼後清掃の時間を設け、清掃の仕方、用具の使い方が身につくように取り組み、掃除の役割を決めて責任感が持てるようにした。

- (4) 行事 古くから伝承されている伝統的行事、その他季節に応じた行事を「利用者の心を揺さぶる」をテーマに行なった。

バーベキュー会、一泊旅行等、保護者参加の行事も企画し保護者との親睦も深めた。

利用者の能力に合わせ、少人数の班単位で、社会資源を活用した体験型の行事を企画し、実施した。

誕生会を毎月1回実施。誕生日にプレゼントを渡しお祝いを行なった。

2. 生活環境に関する事項

- ・居室内の美化、環境改善として、朝、夕に清掃を行い、居室の環境を整えた。
- ・週に1回、リネン交換を行い、月に1回、寝具の交換を行なった。
- ・各担当職員による利用者の私物チェック、衣替えを実施した。

3. 余暇活動に関する事項

- ・社会参加を目的とし、清掃ボランティアとして、毎週、黒岩神社清掃を実施した。
- ・地域社会資源を多く活用できるように、週末の余暇活動時間に外出支援を積極的に実施した。

- ・運動促進のため、毎月2回、日赤プールへ行き、水中運動を行った。
4. 学習支援
 - ・手工芸クラブを月に2回実施。季節に応じた作品を制作し、園内に陳列、掲示を行なった。
 - ・音楽クラブとして、毎週1回、楽器を弾ける方に講師を依頼して、音楽活動を実施した。
 5. 運動支援
 - ・理学療法士と連携を行ない、毎月1回指導を受け、毎週水曜日にリハビリを行いながら利用者の健康維持に努めた。
 - ・朝夕に1時間程度の運動時間を設けて、ウォーキング・キャッチボール・フライングディスクなどを積極的に実施した。
 - ・5月グランドゴルフ大会に初参加。利用者16名が出場。
 - ・9月ときめきスポーツ大会に参加。利用者34名が出場。
 - ・10月小郡市ふれあい運動会に参加。他障害者団体との親睦を深めた。
 - ・久留米市の日赤プールを月に4回利用した水中運動を実施した。
 6. 地域参加支援
 - ・よさこい踊りを通じて、地域の行事に参加。西島夏祭り・小郡市民祭り・弥生祭りに参加。
 - ・西島地区の行事に積極的に参加。神社清掃の活動に参加。
 - ・あすてらす(小郡市総合福祉センター)で行われている、地域住民ボランティアによるハンドセラピーを毎月1回受けて交流を図った。
 - ・三井高校の福祉科の生徒と交流会を通じて親睦を図り、三井高校の文化発表会で生徒と手話歌を発表した。
 7. 事故防止・災害対策
 - ・避難訓練を毎月1回実施した
 - ・ヒヤリハットを記入し、毎月2回、対策の会議を行なった。
 8. 利用者権利擁護

講師を招き、全支援員内部研修として「虐待について」、「接遇マナーについて」の講義を受けた。

虐待防止部会を設立し、虐待防止の取り組みについて考えた。

毎月、振り返りチェックシートを活用し支援員の支援に対する意識を高めた。

2. 作業（活動）支援

(目標)

どんなに重度の障害を持つ利用者であっても勤労の権利及び義務を十分に尊重し、保障をする。

(支援方針)

1. 利用者一人ひとりの実情を把握し、総合的、かつ計画的な意図と見通しの下、作業態度や作業意欲の向上に努める。
2. 利用者の障害を軽減、除去する為の作業療法として、大きな役割を發揮できるように努める。
3. 重度の障害を持つ利用者に対しては、生活訓練等を通じて活動意欲が向上するように努める。

(支援内容)

1. 2グループ(委託作業班、生活訓練班)に分けて活動を行なった。

委託作業班

委託業者に利用者の状況、作業能力を十分に説明し、作業の提供を3社より受けている。

環境を整備し、道具の工夫を行い、利用者が安全で正確に作業が出来るように支援した。

- ①有限会社クリエイト 押し花キットの袋詰め
- ②宮崎産業 スクールシューズ(上靴)の甲部分バンド切り、数揃え
- ③井上商店 縁起物部品の点検

生活訓練班

運動、音楽活動、指先訓練を中心に活動を行い、刺激ある活動に参加できるように支援した。また、指先訓練では、利用者の特性に合わせた訓練道具を担当支援員が手作りし、内容の充実を図った。

3. 保健・衛生管理

1. 健康管理の実施

(1) 各種健診・検査

①定期健康診断

春：5月（協力：永野外科胃腸科医院）、秋：11月（嘱託医）

②歯科健康診断

6月（協力：重松歯科）

③月1回の嘱託医診察

④市が実施するがん検診の受診支援

11月(対象者のうち5名が希望により受診)

胃がん検診については、市より利用者が検査を十分に理解できず、危険性が高いため、集団検診ではなく病院での受診を勧められている。

・毎朝の活動前に検温。

インフルエンザ等の感染症流行期は1日2回（朝、夕）実施し、異常の早期発見、早期治療に努めた。

・週1回の血圧測定（要観察者は毎日実施）

・月1回の体重測定（要観察者は毎日実施）

・毎夕の入浴・更衣時にボディチェック（傷や皮膚疾患の観察）

・排尿便や月経の観察

(3) 体力・運動機能の維持・向上

①理学療法士の指導による運動リハビリテーション

月1回の訪問リハビリテーション・週1回の個別リハビリテーション

（リハビリ加算対象利用者 12名）

②平日の作業前後に15～30分間、天候に応じて屋外および作業棟にて、体操やウォーキング、キャッチボールなどを行った。

③特に体重コントロールが必要な利用者に対しては、約30分間のウォーキングを週1～2回行う運動メニューを取り入れた。

(4) その他

①内服・点眼・点鼻・軟膏などを保管・管理し、投薬を確実に行った。

②嘱託医の指導のもと、支援員・栄養士・看護師が連携し、摂取カロリーや食事形態など、利用者各々の疾患や摂食状況に応じた食事を提供した。

③発熱、嘔吐などの体調不良、および打撲や創傷などの受傷に対しては、医療機関と連携しながら、悪化防止および早期治療に向けた対応を行なった。

④入院治療が必要となった利用者(1名)に対し、医療機関と連携しながら入院支援および退院後のフォローを行なった。

⑤難病疾患に罹患した利用者に対し、関係機関と連携しながら、諸手続きを含めた継続的な支援を行なった。

⑥1月、施設内にてインフルエンザ及び嘔吐下痢症が同時に発生した。グループホ

ーム・短期入所・日中一時利用者の翔朋学園利用を控えてもらい、集団感染を防ぐ対応を行った。結果、職員・利用者合わせて9名の発症があった。

2. 保健衛生管理の実施

(1) 環境整備

- ・清掃の徹底（居室および共有場所）
- ・排泄物の適切な処理、消毒の実施

(2) 集団感染予防

- ①職員の手洗い励行を徹底し、利用者へ声掛け・介助などの支援を行なった。
- ②全支援員が手指消毒薬の携帯を行ない小まめな書毒を行なった。
- ③手指消毒薬の常時設置及（食堂・医務室）及び職員携帯を行なった。
- ④うがい・咳エチケットを指導し、必要に応じてマスク着用を促した。
- ⑤インフルエンザ予防接種の実施（11月、全職員および利用者）

(3) 衛生支援

- ・爪・耳などの清潔管理、皮膚の保清
- ・毎食後のブラッシング介助および確認

3. 医療機関との連携

慢性疾患を持つ利用者の定期受診および発熱やけがなど臨時の受診や各種検査に同行し、支援を行なった。

[協力関係機関]

内科：矢野医院、松尾医院、嶋田病院、古賀病院 21、聖マリア病院

眼科：はたせ眼科、くわの眼科

耳鼻科：栗田耳鼻科

皮膚科：永田皮膚科

泌尿器科：山下泌尿器科

脳神経外科：ヨシタケ脳神経外科

整形外科：古川整形外科

歯科：重松歯科、べっふ歯科

精神科：本間病院

4. その他

- (1) 疾患および投薬、介護技術など医療分野に関する施設内研修の実施（支援員）
- (2) 感染症対策研修など外部研修への参加（看護師、栄養士）
- (3) AED 定期点検
- (4) 嘱託医の指導による医務室常備薬品の管理、救急箱の整備
- (5) グループホーム利用者の夜間、休日の病変時の対応の協力

4. 給食・栄養管理

1. 給食

利用者にとって、食事は楽しみの一つです。食生活は、人間の生存に必要な生理的機能のみでなく、感覚的、心理的、文化的な機能を持ち合わせている。また、食生活は極めて個人的色彩の強いものであり、嗜好は多様である。

給食は、適正な栄養が確保されるとともに、利用者の嗜好を十分に配慮し、食品衛生に細心の注意を払いながら、楽しさや和やかさが溢れるように工夫した。

2. 栄養管理

利用者の心身の健全な発達、健康保持・増進を図り、時には疾病の改善、治癒の促進を図るため、もっとも適切な食生活を具体的に計画し実施するだけでなく、その効果を評価・判定するまでの過程を含む業務であることを認識し、その役割を果たしていきます。

(1) 献立

- ・嗜好調査を年2回(6月と12月)に行い、より多くの人の嗜好を満たす献立になるように努めた。
- ・四季の季節感が味わえるよう、その時期の食材を使用し献立に変化をもたせた。
- ・行事食として、正月・恵方巻き・ひな祭り・バーベキュー・そうめん流し・バイキング・クリスマス・もちつき等を取り入れた。
- ・ふりかけ、ジャムは、好きな物を選んでもらい、選択の自由を楽しんでもらった。
- ・療養食が必要な方には、個別に対応した。

(2) 調理・配膳

- ・生野菜、果物、調理済みのものにふれる時は、手袋をはめ、調理器具にアルコール消毒を行い、衛生的に取り扱った。
- ・適温給食を心がけ、調理開始時間、冷蔵庫から出す時間、配膳の時間に気を配った。
- ・盛り付けは色合いなどおいしく見えるように工夫した。

(3) 給食会議

- ・月に1回、施設長・支援室長・看護師・支援員代表・栄養士・調理員が参加した会議を開催し、給食の全ての面について話し合い、評価と給食改善を行なった。

(4) 特別食・療養食

- ・療養食が必要な方には、医師の指示のもと、適正な栄養を管理した。
- ・拘りや嗜好によって、提供した食事を食べない利用者に対して、家族からの要望で家族が持参した食べ物を衛生面の確認をして提供した。

3. 衛生管理

食物による人体への危害を防止し、かつ、栄養管理の効果をあげるためには、給食のすべての面において、常に衛生を確保する細心の注意を払った。

集団給食における最大の事故は、経口伝染病と食中毒であり、これらを予防するためには、給食施設はもちろん、付帯施設やその周辺、給排水、食品の取り扱いから調理にいたるすべてに対し衛生的な配慮をした。

- ・年4回、害虫駆除を実施し、その記録を保存した。
- ・排水溝の掃除と補修に努めた。
- ・ふきん、まな板、包丁などは、熱気、蒸気、殺菌庫などで消毒し乾燥させた。
- ・冷凍、冷蔵庫の温度は、適正に管理した。
- ・機械器具、部品は、それぞれの所定の場所に衛生的に保管した。
- ・貯水庫は年に2回清掃して清潔を保ち、水質検査を実施して記録した。
- ・加熱後の食材の中心温度を測り、85℃以上あるかを確認して記録した。
- ・汚染区域と非汚染区域を分けて使用するよう、時間をずらして使用した。
- ・利用者人数増に伴い、食材が増えた為、食材保管のために冷凍庫を増設した。

グループホームこもれび(共同生活支援)

(目標) 施設での生活から地域での生活に移行する利用者がさまざまな経験を積み、充実した生活が送れるようにする。また、利用者が地域の方々に自分たちの地域生活を理解してもらい、支援が得られるように地域での活動にも積極的に参加していくようにする。

1. 支援方針

- (1) 利用者の人権尊重・権利擁護の遵守
- (2) 利用者一人ひとりにあったサービスの提供
- (3) 地域資源を有効に活用し、地域に密着した生活の実現
- (4) 利用者活動を通じた地域への広報活動

2. 支援内容

(1) 基本的人権の尊重

権利擁護、虐待防止法の研修会を世話人に対して行った。(支援員に関しては、翔朋学園にて実施)虐待に関する記事等があれば、回覧をして、職員の意識を高めた。

(2) 個別支援計画書の作成と実施

利用者及び家族の意向、ニーズの把握を行い個別支援計画書を作成し、それに基づいた支援を行った。個別支援計画は6ヶ月ごとにモニタリングを行い見直しを行った。世話人と支援員との情報共有のため、書面にてお互いが確認できるようにした。

(3) 利用者の生活環境の整備と充実

個室の機能を活かし、利用者が心身ともにリラックスした心地よい生活ができるように希望者には、ソファやイスを購入してもらい使用してもらった。感染症(風邪・インフルエンザ)対策として、各自で加湿器を準備して健康管理に努めた。

(4) 食事

平日の昼食は、翔朋学園の給食を利用。朝、夕食、土・日の昼食は、世話人、支援員が調理を行った。衛生管理に注意して調理を行った。

体調不良のため、こもれびの自室で静養した利用者には、支援員が調理を行い提供した。

(5) 日中活動の充実

日中活動は、翔朋学園で主に作業活動に参加をし、「仕事に通う」という感覚が持てるようにした。体調不良のため静養が必要な場合は、こもれびの自室にて静養を行い、支援員が付き添った。

生活の場として、意識を高めるため、洗濯・食事の配膳下膳は、自分で行えるように支援を行った。

(6) 余暇活動の充実

毎月1回、地域の清掃活動に参加した。利用者の誕生会を、誕生者の趣味を反映した内容で行った。

また、2月より、イオン小郡にて行われている絵画教室に、入居者5名、毎月2回受講の支援を行っている。

(7) その他

利用者の健康・医療に関する支援を翔朋学園看護師と連携を図り行った。

また、11月に1名嘔吐下痢症状を発症した入居者がおり、翔朋学園と連携して、受診、静養の対応を行った。

相談支援センター翔翔

1. 目標

特定相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定計画相談支援の提供を確保することを目標とする。

2. 基本方針

- ①利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供を受けられるようにする。
- ②必要な情報の提供及び助言を行うようにする。
- ③障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整。その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

3. 事業内容

- ①生活全般の相談を受ける（電話・外来・訪問）
- ②サービス利用に関する情報提供
- ③サービス利用計画書の作成
- ④サービス事業者の担当者会議の開催
- ⑤サービス事業者との連絡調整
- ⑥モニタリングの実施
- ⑦権利擁護、人権啓発（苦情解決）相談
- ⑧小郡市自立支援協議会に参加
- ⑨地域生活移行、地域生活定着のための支援

4. 事業報告

- ・平成26年4月1日より、特定相談支援・障害児相談支援事業として小郡市より指定を受け、事業を開始。
相談支援事業所としての主な業務は、福祉サービスを利用するためにサービス等利用計画の作成とモニタリング報告書の作成をしている。
一般相談では、施設やグループホームの紹介、事業所見学、就労支援事業所の紹介、虐待に関する相談等を行っている。
地域との連携を強化するために小郡市自立支援協議会と鳥栖・三養基郡自立支援協議会へ積極的な参加をしている。
計画相談を行う上で困難事例に当たったりした場合は、小郡市内の相談支援事業所(サポネットおごおり、こぐま学園)に相談、助言を受けることで解決をおこなっていった。
- ・計画相談支援実績
 - ①平成26年度の登録者数は95名となっている
 - ②関係市町村
小郡市、久留米市、福岡市(東区、博多区)、春日市、筑紫野市、大野城市、大宰府市、筑前町、大刀洗町、志免町、粕屋町、大川市、北九州市、糸島市、鳥栖市、基山町、佐

世保市

③関係事業所

(1)障害者支援施設 翔朋学園、天心園

(2)グループホーム こもれび、らいふステージ、天心園、風をつばさ、もちの樹、聖ルチア、サキヤ

(3)就労支援事業所 きぼうの家、らいふステージ、天心園、ろーど、アマール、地上のほし、ふくろう、レガロ、かがやき、スプラيف、マリーズライフ、のぞみ、コロニーみやき、JOY 倶楽部

(4)生活訓練事業所 ライクラボ

④関係医療機関 本間病院、蒲池病院、丸山病院、聖ルチア病院、堀川病院

⑤その他 小郡市社会福祉協議会、サポネットおごおり、小郡特別支援学校
佐賀大和特別支援学校

⑥障害種別 知的障害(身体障害重複含む) 70 名(翔朋学園利用者 48 名)、
精神障害 23 名 障害児 2 名

⑦サービス等利用計画作成数 69 件

⑧モニタリング報告書作成数 52 件